

様式第1号（第7条関係）

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	埋葬、火葬又は改葬の許可
根拠法令及び条項	墓地、埋葬等に関する法律第5条第1項・第2項 墓地、埋葬等に関する法律施行規則第1条・第2条・第3条
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第4条第2項第 号に該当）
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）
	<p>【内容】（※審査基準を公表する場合のみ記載すること。）</p> <p>○墓地、埋葬等に関する法律 〔埋葬・火葬又は改葬の許可〕</p> <p>第五条 埋葬、火葬又は改葬を行おうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可は、埋葬及び火葬に係るものにあつては死亡若しくは死産の届出を受理し、死亡の報告若しくは死産の通知を受け、又は船舶の船長から死亡若しくは死産に関する航海日誌の謄本の送付を受けた市町村長が、改葬に係るものにあつては死体又は焼骨の現に存する地の市町村長が行なうものとする。</p> <p>○墓地、埋葬等に関する法律施行規則</p> <p>第一条 墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号。以下「法」という。）第五条第一項の規定により、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の埋葬又は火葬の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を、同条第二項に規定する市町村長に提出しなければならない。</p> <p>一 死亡者の本籍、住所、氏名（死産の場合は、父母の本籍、住所、氏名）</p> <p>二 死亡者の性別（死産の場合は、死児の性別）</p> <p>三 死亡者の出生年月日（死産の場合は、妊娠月数）</p> <p>四 死因（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第二項から第四項まで及び第七項に規定する感染症、同条第八項に規定する感染症のうち同法第四十四条の九第一項に規定する政令により当該感染症について同法第三十条の規定が準用されるもの並びに同法第六条第九項に規定する感染症、その他の別）</p> <p>五 死亡年月日（死産の場合は、分べん年月日）</p> <p>六 死亡場所（死産の場合は、分べん場所）</p> <p>七 埋葬又は火葬場所</p> <p>八 申請者の住所、氏名及び死亡者との続柄</p> <p>第二条 法第五条第一項の規定により、市町村長の改葬の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を、同条第二項に規定する市町村長に提出しなければならない。</p> <p>一 死亡者の本籍、住所、氏名及び性別（死産の場合は、父母の本籍、住所及び氏名）</p> <p>二 死亡年月日（死産の場合は、分べん年月日）</p> <p>三 埋葬又は火葬の場所</p>

<p>四 埋葬又は火葬の年月日</p> <p>五 改葬の理由</p> <p>六 改葬の場所</p> <p>七 申請者の住所、氏名、死亡者との続柄及び墓地使用者又は焼骨収蔵委託者（以下「墓地使用者等」という。）との関係</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 墓地又は納骨堂（以下「墓地等」という。）の管理者の作成した埋葬若しくは埋蔵又は収蔵の事実を証する書面（これにより難い特別の事情のある場合にあつては、市町村長が必要と認めるこれに準ずる書面）</p> <p>二 墓地使用者等以外の者にあつては、墓地使用者等の改葬についての承諾書又はこれに対抗することができる裁判の謄本</p> <p>三 その他市町村長が特に必要と認める書類</p> <p>第三条 死亡者の縁故者が無い墳墓又は納骨堂（以下「無縁墳墓等」という。）に埋葬し、又は埋蔵し、若しくは収蔵された死体（妊娠四月以上の死胎を含む。以下同じ。）又は焼骨の改葬の許可に係る前条第一項の申請書には、同条第二項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 無縁墳墓等の写真及び位置図</p> <p>二 死亡者の本籍及び氏名並びに墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する者に対し一年以内に申し出るべき旨を、官報に掲載し、かつ、無縁墳墓等の見やすい場所に設置された立札に一年間掲示して、公告し、その期間中にその申出がなかつた旨を記載した書面</p> <p>三 前号に規定する官報の写し及び立札の写真</p> <p>四 その他市町村長が特に必要と認める書類</p> <p>※第1条第1項第7号を明らかにするものとして必要と認める添付書類      埼玉葛斎場組合を利用する場合、予約票</p>			
審査基準 設定年月日	平成6年10月1日	審査基準 最終変更年月日	
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。) 期間 (                      即日                      ) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第6条において準用する第4条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	平成6年10月1日	標準処理期間 最終変更年月日	
所管部署	総務部 市民課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。